

構想委員会の運営について

令和元年9月27日
知的財産戦略本部
構想委員会座長決定
令和2年7月28日
一部改正
令和4年1月31日
一部改正

「構想委員会の開催について」(令和元年9月3日 知的財産戦略本部長決定)第7項に基づき、構想委員会（以下「委員会」という。）の運営について以下のとおり決定する。

- 1 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の参考人を招いて意見を聞くことができる。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、タスクフォース、ワーキンググループその他専門の事項を調査する会合を開催することができる。
- 3 委員会は、原則として公開し、事務局へ事前登録を行った者は傍聴することができる。
- 4 会議資料及び議事録は原則として会議開催後公開する。
- 5 座長は、会議又は会議資料若しくは議事録を公開することにより率直な意見の交換が損なわれるおそれがあるときその他必要と認めるときは、これらの全部又は一部を非公開とすることができる。
- 6 座長は、委員、参考人及び傍聴者に対し、率直な意見の交換が損なわれることのないよう、会議によって知り得た情報を外部で取り扱うときは、発言をした者の所属及び氏名を特定しないよう求めることができる。

7 前各項に掲げるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。